新型コロナワクチン接種情報



接種関連の ホームページへ

町新型コロナワクチン接種対策チームから、新型コロナワクチン接種についてお知らせします。

■問い合わせ先…町新型コロナワクチン接種対策チーム(保健センター内) ☎34-9808

町に転入した人へ接種券発行について

町に転入後、新型コロナワクチン接種を希望する人は、町が発行する接種券が必要です。転入前の市 区町村で発行した接種券は使用できないため、注意してください。

以下の項目に該当する人で、接種券の発行を希望する場合は、交付申請をしてください。

新型コロナワクチン接種券の交付対象者

次のいずれかに該当する人が接種券の交付対象です。

- ■追加接種(オミクロン株対応ワクチン)対象者
- ①65歳以上の人
- ②12~64歳で、下記のいずれかに該当する人
- ▽基礎疾患のある人や重症化リスクが高いと医師が認める人
- ▷医療従事者や高齢者施設等の従事者
- ③5歳以上でオミクロン株対応ワクチンを接種していない人
- ■初回接種(従来株ワクチン)対象者
- ①生後6カ月以上で、下記のいずれかに該当する人
 - ▶5歳以上で、従来株ワクチンを2回接種していない人
- ▶4歳以下で、従来株ワクチンを3回接種していない人

接種券交付の申請方法

申請に必要な書類をそろえ、町新型コロナワクチン接種対策チーム窓口(町保健センター内)に 持参してください。

- ■申請に必要な書類
- ①接種券発行申請書 ※町ホームページからダウンロードできるほか、窓口でも配布します。
- ②過去の接種記録を証明する書類の写し(下記のいずれか1つ)
 - ▷接種済証 ▷接種記録書 ▷接種証明書(ワクチンパスポート)
- ▽転入前自治体から発行された未使用の新型コロナワクチン接種券
- ■申請窓口

町新型コロナワクチン接種対策チーム(町保健センター内) ☎34-9808

○所在地···平泉字志羅山45-2 ○受付日時···平日9:00~16:30

低所得者向け子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰による影響を踏まえ、低所得者の子育て世帯を支援するため、特別給付金 を支給します。

■対象者

- ①令和4年度中に実施した子育て世帯生活 支援特別給付金(前回の給付金)の支給対 象者だった人
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童 (障がい児は20歳未満)を養育する父母な どで、令和5年1月1日以降の収入が急 変し、住民税非課税相当の収入となった 人(令和6年2月29日(木)までに生まれ た新生児なども対象)
- ■支給額…児童1人当たり50,000円

■申請方法

①は申請不要ですが、②は申請が必要で す。申請書に振込先口座などを記入し、必要 書類とともに町民福祉課の窓口に直接、また は郵送で提出してください。申請内容を審査 後、指定口座に振り込みます。

申請書は、町ホームページからダウンロー ドできます。

- ■申請期限…令和6年2月29日(木)
- ■申し込み・問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

町に「平泉回想鳥瞰図」びょうぶを寄付

日本画家・村田林藏さん



「平泉回想鳥瞰図」びょうぶ(写真奥)の贈呈状を青木 町長(左)に手渡す村田林藏さん=5月22日

泉文化遺産 M力を発信す 呈状を受け取 ら約2. 長は「 [さん 7 ぶい平か

平泉では「平泉では」と願

児童手当の現況届について

児童手当の現況届について、児童の養育状況が変わらない場合は提出が原則不要です。継続し て提出が必要な人には、6月上旬に届け出用紙などを送付しますので、6月30日(金)までに忘れ ずに提出してください。提出がない場合は、6月分以降の手当の支給が停止されます。

一定以上の所得がある人に支給している「特例給付」には、所得の上限が設けられています。

■提出・問い合わせ先…町民福祉課 **☎**46-5562

■所得の上限額

下の【表】の通りです。特例給付該当となる所得制限限度額に変更はありません。

■届け出

受給者や児童の届け出内容に変更がある場合は、忘れずに届け出てください。詳しくは町ホー ムページを確認してください。

■公務員への支給について

公務員は勤務先から児童手当が支給されます。公務員になった場合、公務員でなくなった場 合、公務員で勤務先に変更がある場合、勤務先と住所地の市町村に届け出や申請をしてください。

■その他

特例給付の所得上限を超えた人は、資格喪失となります。翌年度以降に所得上限を下回り、手 当を受給する場合は改めて申請が必要です。申請が遅れると、遅れた月分の手当は原則受けられ ません。

【表】所得上限限度額

扶養親族などの数(かっこ内は例)	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合など)	858万円	1, 071万円
1 人 (児童 1 人の場合など)	896万円	1, 124万円
2人 (児童1人 +年収 103万円以下の配偶者の場合など)	934万円	1, 162万円
3人 (児童2人 +年収 103万円以下の配偶者の場合など)	972万円	1, 200万円
4人 (児童3人 +年収 103万円以下の配偶者の場合など)	1, 010万円	1, 238万円
5人 (児童4人 +年収 103万円以下の配偶者の場合など)	1, 048万円	1, 276万円

7 広報ひらいずみ No.792 広報ひらいずみ No.792 6